

東御市犯罪被害者等支援制度（案）の全体像

支援の必要性 と市の役割

<支援の必要性>

- 犯罪被害はいつどこで起こるかわからず、誰もが巻き込まれる可能性があり、被害者は理不尽に生命、身体、財産を害される。
- 被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建及び権利利益の保護に向け、行政による支援が必要。

<市の役割>

- 支援の方向性の決定……条例・要綱等の制定
- 市民に一番身近な自治体としての取り組みの実施……犯罪被害者等に対する支援情報の提供、日常生活支援等の提供、経済的負担の軽減(支援金の支給)

基本理念

1. 犯罪被害者等の個人としての尊厳の尊重
2. 犯罪被害者等の置かれた状況等に応じた適切な支援
3. 必要な支援の迅速・公正で途切れることのない提供
4. 二次被害・再被害発生防止の十分な配慮
5. 市及び関係機関等による相互の連携及び協力

施策体系

施策の柱

主な具体的施策

施策の柱	施策の柱	主な具体的施策
施策の柱 1 総合的な支援体制の整備	(1) 支援体制の整備 (2) 民間支援団体に対する支援 (3) 相談及び情報の提供等	○「犯罪被害者等総合支援窓口」の設置 ○関係機関等との連携 ○民間支援団体(長野県犯罪被害者支援センター)に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な支援 ○被害者の困りごとに応じた必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援
施策の柱 2 早期回復・生活再建に向けた支援	(1) 日常生活再建の支援 (2) 居住の安定 (3) 雇用の安定 (4) 経済的負担の軽減	○犯罪被害者等が日常生活を安心して営むことができるよう、それぞれの状況に応じた日常生活の再建を支えるための助成 ・家事、育児及び介護支援(調理・洗濯等、保育園等の送迎等、介護援助に要した経費の助成) ・配食支援(配食サービスの利用に要した経費の助成) ・一時保育支援(一時的な預かり保育の利用に要した経費の助成) ・転居支援(転居に要する経費の助成) ・カウンセリング等支援(カウンセリングや診療に要した経費の助成) ・報道対応支援(報道機関対応を弁護士に依頼する際の経費の助成) ・弁護士相談支援(法律問題について弁護士相談する際の経費の助成) ○居住が困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援 ○犯罪被害者等の雇用の安定と二次被害防止のため、事業者への啓発その他の必要な支援 ○犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るための、市独自の支援金の支給
施策の柱 3 市民及び事業者の理解の増進	(1) 市民及び事業者の理解の増進	○二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、広報、啓発、教育等必要な施策の実施